

一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項及び燕・弥彦総合事務組合財務規則(平成 18 年燕・弥彦総合事務組合規則第 42 号)第 139 条第 1 項の規定により一般競争入札を実施します。

平成 23 年 7 月 4 日

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

1.入札に付する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 工事番号 | 燕弥彦生活関連工第 23 - 2 号 |
| (2) 工事名 | 一般廃棄物最終処分場増設事業クリーンセンター館野第 2 期水処理施設工事 |
| (3) 工事場所 | 燕市 館野(クリーンセンター館野) 地内 |
| (4) 工期又は完成期限 | 平成 25 年 3 月 19 日 |
| (5) 工種 | 清掃施設工事 |
| (6) 工事概要 | ・ 水処理施設工事(処理能力 200 m ³ /日：既設 20 m ³ /日 増設 180 m ³ /日)
(調整槽容量 12,000 m ³ ：既設 3,100 m ³ 増設 8,900 m ³)
・ 土木建築工事 一式
・ 機械工事 一式
・ 配管工事 一式
・ 電気計装工事 一式 |
| (7) 予定価格 | 事後公表 |
| (8) 最低制限価格 | 設定する(予定価格に 10 分の 7 を乗じた額) |

2.入札に参加する者に必要な資格要件

この工事は、下記の(1)から(6)までの資格要件をすべて満たすものとし、特定共同企業体による 3 社での共同施工方式とし、その結成については構成員が自主的に行うものとする。

- (1) 構成員は公示日現在において、平成 23・24 年度燕・弥彦総合事務組合建設工事等入札参加登録者名簿に登録されている者。
- (2) 代表者である構成員は、水処理施設工事業務を担当する者で次のア～ウにすべて該当すること。
ア.建設業法の規定に基づき、当該工種に関し、特定建設業の許可を受けている者。
イ.当該工種の経営規模等評価結果通知書の総合評定値(以下「総合評定値」という。)が 1000 点以上の者。
ウ.平成 8 年 4 月 1 日以降に、国、地方公共団体発注の処理能力 100 m³/日以上最終処分場浸出水処理施設建設工事または、それと同等の産業廃棄物最終処分場浸出水処理施設工事を元請人または共同企業体で主に水処理施設業務担当構成員として完成した実績のある者。

(3) 代表者以外の構成員は、資格要件の業種として、建築一式工事と管工事の計 2 者とし、組合構成市村に本社(店)を有し次のア～ウにすべて該当すること。

ア.建設業法の規定に基づき、当該工種に関し、特定建設業の許可を受けている者。

イ.総合評定値は、建築一式工事の者は 750 点以上、管工事の者は 650 点以上とする。

ウ.建築一式工事の者で、本工事と一体工事である「一般廃棄物最終処分場増設事業クリーンセンター館野第 2 期本体工事」で落札した本契約締結(予定)の特定共同企業体構成員ではないこと。

(4) 代表者以外の構成員 2 者の出資比率は合わせて 15%以上とすること。

(5) 構成員のうち 1 社が監理技術者を配置し、他の構成員は国家資格を有する主任技術者を配置できる者。

(6) 本件工事の公告の日から入札日までの期間、新潟県知事、燕市長、弥彦村長及び燕・弥彦総合事務組合管理者から指名停止の処分を受けていない者。

3.入札に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札は入札終了後直ちに行い、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。

最低制限価格を下回る価格で入札をした者は、再入札を実施する場合には参加することはできません。

(4) 入札保証金 免除する。

(5) 契約保証金 燕・弥彦総合事務組合財務規則第 142 条による。

(6) 前金払 請求できる。

(7) 部分払 請求できる。

(8) 支払限度額 本工事は 2 か年の継続工事であるので、各年度毎の支払い限度額を設定する。

(9) 工事費内訳書 入札時に提出を要する。(内訳書の提出のない入札書は無効とする。)

4.入札日時及び場所

平成 23 年 8 月 2 日(火) 午前 10 時 00 分 燕・弥彦総合事務組合 情報連絡室

5.入札参加申し込みに必要なもの

入札参加希望者は、下記の書類を番号順に左端 2 箇所留めで提出してください。なお、特定共同企業体協定書は別冊で袋とじにしてください。提出部数は一部とする。(の書類は原本の他写しを一部提出)

(1)提出書類

一般競争入札参加資格申請書(様式第 1 号 特定共同企業体用)

特定共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第 2 号)

構成員一覧表(様式第 3 号)

配置予定技術者調書（様式第 5 号）（構成員全員）
監理技術者資格者証（写）（様式第 6 号）
監理技術者講習修了証（写）（様式第 7 号）
最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（構成員全員）
建設業の許可通知書の写し（構成員全員）
国家資格合格証明書の写し（構成員全員）
施工実績を確認できる書類（代表構成員 竣工時工事カルテ受領書等）

(2)申請書類について

燕・弥彦総合事務組合ホームページからダウンロードして申請してください。

6.申込みの締切り、参加資格の確認通知

(1) 申し込みの締め切りは、平成 23 年 7 月 15 日（金） 午後 5 時まで

(2) 参加資格の確認通知は、平成 23 年 7 月 19 日（火） 午後 1 時以降

（郵送はしないので、申請者が燕・弥彦総合事務組合で直接通知書を受け取ってください。）

7.設計(仕様書)図書等の貸出（CD）

設計(仕様書)図書等は、入札参加資格申請者のみに貸出するものとし、申請の日より入札日までの期間を貸出期間とします。（貸出 CD は入札開始前に返却してください。）

8 . 設計(仕様書)図書等の質問・回答

(1) 設計(仕様書)図書等の質問は、平成 23 年 7 月 25 日（月） 正午まで

書面及びエクセルデータを燕・弥彦総合事務組合に直接持参してください。

様式については、各特定共同企業体の任意様式とします。

(2) 回答については、平成 23 年 7 月 27 日（水）午後 5 時までに燕・弥彦総合事務組合に掲載する。

9.その他

(1) 下請施工及び工事資材調達は、可能な限り組合構成市村業者に発注するよう十分配慮してください。

(2) この公告に定めるもののほか、入札の実施については、燕・弥彦総合事務組合財務規則等の関連する法令及び規則等の定めるところによる。

(3) 入札参加申請に要する一切の費用は、申請者の負担とする。

(4) 提出された入札参加申請書類等は、入札参加資格審査以外の目的に使用しない。

(5) 提出された入札参加申請書類等は、返還しない。

(6) 設計(仕様書)図書等の貸出、参加申込書の配布・提出及び問い合わせ先

〒959-0248：燕市吉田浜首 408-1

燕・弥彦総合事務組合 生活関連施設建設室

電話 0256-92-1119

